

一〇ノ三、至徳二年記（春日権神主師盛記）

出典 続群書類従巻第四十

解説 至徳二年記は春日社権神主大中臣師盛の神事日記である。ここに元弘の役五十年後の笠置寺を取り巻く情勢が記されている。

至徳二年（一三八五年）十二月、笠置の近辺において山名氏清と国人との間で合戦が行われ、百余人が戦死した。さらに十二月十五日までに山名氏清は木津川以北の地を制し、遂に国人等が立て籠もった笠置寺に攻め寄せせる方針をとったことが、笠置周辺に緊張をもたらした。

これに対して笠置寺の南に隣接する神戸四ヶ郷の民が春日神社に、守護が国の境に制札を出して四箇郷の安泰を保証するよう守護に申し入れて欲しいとの嘆願書を出したことが記されている。

原文

至徳二年（一三八五年）一二月の条

原文 校正済み

三日

此曉、山城国守護山名奥州〔 〕城へ寄テ、令合戦之間、国人〔 〕守護方、云国人、百余人被打了、〔 〕（前代未か）聞也、返々不便々々

十五日、

自神戸四ヶ郷、沙汰人百姓等列参シテ歎〔 〕依山城国守護事、今明之間ニ笠置寺へ可被発向之由、其聞候之間、雖国各別事其境近之間、非無恐怖候之上者、為社家被執申

〔 〕四ヶ郷無為候様、被経御沙汰候者、弥成勇可全社役等之由、歎申之間、令相談神主テ、返答云、此事具被聞食了、所存之趣、急速可進目安、為社家可被報申衆中之由、被仰之処、畏承了、念御沙汰進之由之テ、則目安書進之、社家状ヲ相副テ、衆徒ノ沙汰衆円識房許、以職事^{神人}付遣了、四ヶ郷御沙汰人等モ、同道シテ可申所存之旨、加下知了、彼案文等、

当社日次神供料所本神戸四ヶ郷土民等申状如此、子細見状候歎、〔 〕申請之旨、急速可被経御沙汰〔 〕、御沙汰令滞停候者、可為珍重〔 〕以此旨可為御披露御集会〔 〕

至徳二^乙十二月十五日

春日神主

権神主

謹上

沙汰衆御中

四ヶ郷土民等申状案

本神戸四ヶ郷土民等謹言上、

右大和国添上郡本神戸四ヶ郷者、為春日大明神御願向最初御庄、日次神供以下、嚴重不闕料所、異于他之條、世以無其隱者也、爰依山城国守護事、近日可有御発向笠置寺之由、有其聞、若事実者、雖為国各別事、其境近々間、非無恐怖之上者、為社家之御沙汰、被執申
被打守護殿制札於国之境、本神戸四ヶ郷無為之様、被經御沙汰者、弥可令全嚴重之神供以下御公事等之由、粗言上如件、

至徳二年十二月 日

読み下し文

三日

此曉、山城国守護山名奥州、城へ寄せて、合戦せしむるの間、国人守護方、云国人、百余人打たれたるんぬ（前代未か）聞也、返々不便々々

十五日、

神戸四ヶ郷（注二）より、沙汰人（役人）、百姓等列参して歎依つて山城国守護の事、今明（今日、明日）の間に笠置寺へ発向（出向くこと）さるべきの由、其れ聞へ候の間、国、各別（それぞれ別であること）の事と雖も、其の境近くの間、恐怖無きに非ずの上は、社家の為、申し執られ四ヶ郷、無為（無事であること）候様、御沙汰を経られ候らばば、弥、勇みて社役等を全うすべきの由、歎申の間、神主に相談せしめて、返答に云う。

此の事、具に聞きめされ了んぬ。所存の趣、急ぎ速やかに目安に進ずべく、社家の為に、衆中に報せ申さるべきの由、仰せらるの処、畏まりて承り了んぬ。忿いかりりて御沙汰進めるの由、之を申して、則ち目安書、之を進め、社家の状を相い副へて、衆徒の沙汰衆、円識房の許へ、職（職の古字 神人）事を以て付け遣り了んぬ。四ヶ郷御沙汰人等も、同道して申すべき所存の旨、加へて下知し了んぬ。

彼の案文等

当社、日次の神供料所、本神戸四ヶ郷の土民等申し状、此の如し。子細見状候か。□□申請の旨、急速に御沙汰されるべく、御沙汰滞停せしむべくは、珍重□□為さるべく、此の旨を以て、御披露為さるべく、御集会

至徳二乙丑年十二月十五日

春日神主

権神主

謹上

沙汰衆御中

四ヶ郷土民等申状案

本神戸四ヶ郷土民等謹んで言上す

右大和国添上郡本神戸四ヶ郷は、春日大明神御願向最初の御庄、日次神供以下、嚴重（神
仏の靈験があらたかなさま）不闕の料所として、他に異なるの条、世以て其の隠れなき者也。
爰に山城国守護の事によつて、近日、笠置寺へ御発向有るべく由、其の聞へ有り。若し
事、実なれば国各別の事と為すと雖も、その境近々の間、恐怖なきに非ざるの上は、社家
の御沙汰として [] を執り申され、守護殿（大和国守護興福寺）の制札を国の境に打た
れ、本神戸四ヶ郷無為の様、御沙汰を経らるれば、いよいよ嚴重の神供以下の御公事等を
全うせしむべきの由、あらあら言上件の如し。

注一 笠置寺の境内南限である、大柳生・阪原・小柳生・邑地をいう。